

院内における録音・録画に関する取扱い要綱

(製薬会社等による講演会は除く)

医療法人 玉心会

(目的)

1. この要綱は、院内において存在する患者及び職員等に関する各種個人情報や病院に関する情報等について、個人情報保護及び施設管理の観点から適切に取り扱うことを目的として定める。

(基本方針)

2. 院内において録画を行うことは、肖像権等の関係に伴い、原則として禁止するものとする。ただし、次にあげる場合については、行うことができる。
 - ① 取材等の為に事前に許可を受けた場合
3. 院内において録音を行うことは、原則として禁止するものとする。ただし、次にあげる場合については、行うことができる。
 - ② インフォームドコンセント等によりあらかじめ当該医師・看護師・事務員等に承諾を得た場合。

(許可申請)

1. インフォームドコンセント等によりあらかじめ当該医師・看護師・事務員等に承諾を得た場合は別紙様式 2 の「録音許可証」を担当医等に提出し許可を得るものとする。また取材等の為に事前に許可を受けた場合は別紙様式 2 の「取材許可証」を事務長に提出し許可を得るものとする。
2. この要綱 2 に定める基本方針は院内掲示及びホームページへの掲載により周知を図る
3. この要綱は令和 5 年 1 0 月 1 0 日から施行する

以上